

横浜南基署発 1205 第 8 号
令和 6 年 12 月 5 日

横浜中央工業会
会長 殿

横浜南労働基準監督署長

令和 7 年における当署の行政運営に係る御協力の依頼について

時下、貴会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素から当署の行政運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上の死傷災害は、668 件（うち死亡災害 4 件）で、前年同期比 102 件、18.0% の増加となっています。（新型コロナウイルスリ患者数を除く。）

このようなことから、第 14 次労働災害防止推進計画の最終年の目標値である休業 4 日以上の死傷災害を全産業 723 人以下、うち死亡災害 3 件以下とするため、令和 7 年以降において、各会員における労働災害防止の取組をより一層強めていただく必要があります。

つきましては、各会員事業場に勤める労働者に対する労働災害防止措置、健康確保対策及び適正な労務管理等の構築に当たり、以下の点に留意の上、積極的な活動の取組をお願い申し上げます

○行動災害・高年齢労働者災害の防止対策について

当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上の死傷災害では、転倒災害が 203 件 30.0%、動作の反動・無理な動作の災害が 132 件 20.0% といわゆる行動災害が半数を占める状況にありますので、高年齢労働者の災害防止対策と併せて、健康教育（健康の保持増進）、作業管理、作業環境管理及び健康管理等の取組を会員事業場が、より一層進めるための説明会等の機会を設けることを検討してください。